

大阪地方裁判所委員会（第63回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

令和8年7月21日（火）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

令和8年7月21日（火）午後3時00分から午後5時20分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）浅野千晶、織田順、大屋敷薫、大和田聡、小松隆次郎、中島俊樹、中道篤史、水谷清乃、村西良太、山口能孝、米田英生、岸本達司、奥谷成之、黒野功久、渡部市郎（敬称略）

（説明者）加藤陽

（事務担当者）横田典子、和田弘樹、森谷尚樹、関本利一、福岡佳織

（庶務）立田将隆、落合隼也

4 配布資料

パワーポイントスライド資料（プレゼンテーション）、パワーポイントスライド資料（提案書）

5 議題

裁判員裁判の迅速化について

6 議事

委員長：■、委員（学識経験者）：◇、委員（法曹関係者）：○、

説明者、事務担当者及び庶務：▲

(1) 開会挨拶

(2) 新任委員紹介

(3) 前回の委員会において委員から出された御意見への取組について

▲：前回の委員会では、「大阪地方裁判所における広報について」をテーマとして取り上げ、当庁の広報活動の実情などについて御説明し、団体傍聴の様子も見ていただいた上で、意見交換を行った。委員の皆様からは、御経験に基づく広報活動についての工夫を御紹介いただくとともに、当庁の広報活動の在り方についての提言など様々な御意見をいただいた。

その中で、「裁判官と実際に会って話を聞くことができると、参加者にとってインパクトは大きく、広報効果も高いのではないか」などといった御意見をいただいた。これについては、当庁の人気行事であり、多数のお申込みをいただいている団体傍聴において、従前参加者が裁判官と直接話をする時間を設けていなかったところ、裁判官と直接話をするができる質問コーナーを設ける方向で検討を進めている。

また、裁判所の広報活動の裾野を広げるという意味で、「教員層に裁判所への関心を持ってもらうことで、授業等で取り上げてもらえると、相当な人数に情報が展開され、イベントへの参加にもつながるかと思う」などといった御意見をいただいた。これについては、8月上旬に予定されている検察庁主催の中学校及び高校の教員研修の機会などを捉えて、参加された教員の方々に対して、裁判所で行っている団体傍聴などの広報活動のチラシを配布して周知依頼をするなどの取組を行いたいと考えている。

このほか、SNSやオンラインの更なる活用についての御意見もいただいた。これについては、当庁が独自に活用することは難しい面があるため、上級庁の活用状況などを注視しつつ、可能な範囲で活用を検討していきたいと考えている。

(4) プレゼンテーション「裁判員裁判の迅速化について」

(5) 意見交換



■：スライド資料最終ページにお伺いしたい事項を5つ記載しているが、それに限らず、質問や先ほどのプレゼンテーションに対する感想があればお伺いしたい。

◇：審理計画を立てた時から、以前より日程が長くなっているのか、それとも、審理計画は長期化していないが、実際に裁判をする中で延びていったのか。

▲：整理手続をした上で、審理計画を立てて裁判員を呼び出さなければならぬので、裁判員を呼び出すに熟するような審理計画を立てられるまでの手続の準備期間が長引いている。当初想定していた審理計画が延びるということは基本的にはない。裁判員に対して、この期日に裁判に従事してもらうという前提で呼び出さないといけないので、そこに至るまでに、一定程度審理計画を定められなければいけないことになっている。長引いているというのは、施行当初は準備手続にかかる時間というのが割と早めに決まっていたが、近年、裁判員をどの程度の時間やってもらわないといけないのかを定めるためにかかる時間が延びてきているという現状にある。もちろん、事件自体は、裁判員が施行された当初は、

いわゆる自白事件が多かったということもあって、早めに決まっていたというところもあるが、その後、複雑な事件の処理に時間がかかったりして、最近では、数か月かかるような事件も増えていたりして、準備手続に時間がかかっている。また、審理期間自体も長期化傾向にあるという指摘もされている。先ほど、御説明させていただいたが、ゆとりを持った日程にしておいて、何かあったときに柔軟に対応できるようにしようといったメンタリティもあったりするということも指摘されている。

◇：公判前整理手続は、昔からずっと同じやり方をされているのか。裁判の前に、ここまで時間をかけて手続をしているとは存じ上げなかったもので、昔からあるのかを教えてください。

▲：スライド4ページにもあるが、元々は、こういった裁判の審理に入る前に整理手続をするということはされていなかった。当然、裁判員裁判が施行される前の話である。裁判員裁判を施行するにあたっては、裁判員にどの程度の日程で、何をやってもらうかを、きちんと定めなければならないことになってくるので、そういったことを見据えて、平成17年に導入された。やること自体は、スライド5ページに書いてあるとおり、検察官が、まず準備して、次に、弁護人がそれに応答して、さらに、検察官が、それをふまえて補充などを行っていくと、大まかな流れ自体は変わっていないと思う。他方で、色々と分析がされていて、証拠が増えてきたとか、証拠の分析に時間がかかっているとか、主張が明示されるのに時間がかかっているとか、色々なことがあり、手続が肥大化しているのではないかと指摘がされている。お答えとしては、やっていることの中身として、項目自体はそんなに変わっていないが、やることのボリュームや時間間隔が長引いたり、増えてきたりしているといった現象

が指摘されている。

◇：まず、自白事件の資料として、スライドの 7 ページ目の棒グラフが、真ん中にあるのと、8 ページ目に、大阪での自白事件が同じグラフの真ん中にあるが、自白事件も、前よりも時間がかかっているということであるし、例えば、このグラフは青色の線と紫色の線で表現されているが、整理手続が長くなったら審理期間も長くなるし、整理手続が短くなった時には審理期間も同じように短くなる。整理手続が長くなったら、その分審理期間が短くなるとか、整理手続の結果が、あまり審理期間に影響がないというか、同じペースで進んでいる理由はなぜか。それから、裁判官への割当ては、忙しいとか、忙しくないとか関係なく、機械的に割り当てるということだが、会社勤めをしていると、忙しい人に忙しい時に仕事を与えても、時間がかかるので、その人の空き具合を考慮するのが通常だと思うが、どうしてそういうことをしないのか疑問に思った。

▲：第 1 点目について、公判前整理手続の期間と平均審理期間があるが、審理、すなわち法廷で行う裁判の日程というよりは、起訴されてから判決に至るまでの審理期間が、青色の棒グラフになる。公判前整理手続の期間というのは、公判前整理手続が開始されてから、公判前整理手続が、はい、ここで終わりですよ、裁判員を呼び出しますよというところまでかかった期間ということになる。なので、しっかり準備をしたことによって、法廷で裁判を行う、審理を行う期間が、延びているのか、延びていないのか、という相関関係を示しているグラフではない。しっかりと時間をかけて、入念に手続を行うということによって、裁判を行う日数、裁判員を拘束する日数が長くなっているのか、短くなっているのかというところの分析は、実はあまりされていない。その日数自体は、そこまで著しく延びていないのではないか、長い事件でも、1 か月 2 か月程度

では終わるが、自白事件だと場合によっては3日、4日で終わったりする。問題なのは、起訴されてから整理手続を経て、そして、公判での法廷での証人尋問を経て、判決まで至ると、そこまでの期間が長くなっている。それは、内訳を見ると、やはり整理手続が占める日数が多くなっているからという分析が、まさに、足並み揃えているというところのグラフになっているというのがあるのかと思う。2点目の配てんの関係は、ずっと昔から、そういうシステムになっているが、割り当てる時に、忙しい人、忙しくない人はなかなか見えにくい。よって、機械的に配てんをして、長期的スパンで見れば、平均的な期間は均されていくだろうという発想だと思うが、ただ、それではやはり、その期間に期日を入れられないときに、配てんされると具合が悪いので、そこを柔軟に事件のやり取りをしたり、場合によっては、ヘルプするという形で対応しているのが現状になるかと思う。配てんを、どういう思想に基づいてやっているかは、私が理解をしているところでは、基本的には、起訴されたり、申し立てられたりした順番で、順繰りに、割り当てていって、何かあったら、後で調整をしたり、割り替えたりといった形で調整しているのが現状なのかというように理解している。

○：配てんの関係だが、機械的に配てんするというのは、恣意的な配てんをしないというところにポリシーがあって、例えば、この事件は、この裁判官はこういう裁判をしそうだから、この人に配てんするといったような恣意的なことはしないということで、機械的な配てんが原則になっている。

◇：教育委員会において、問題意識として、教員の働き方改革が、色々と言われている。裁判員の迅速化でいうと、色んな職種とか、色んな考え方の人がランダムに選任されて、関わることになると思うが、その人た

ちが実際にやってみて、どんな感想をもったのか、例えば、期間が長かったとか、予定が合わせにくかったとか、あるいは、こういうところはこう思ったとか、やられた方のモチベーションが分かるものがあるかお聞きしたい。

▲：実際の審理日程の組み方における負担感とか、やりやすさかと思うが、個別の事件でアンケートをとったりして感想を聞いたりしている。人によってバラバラで、例えば、裁判自体が一定程度の、例えば、1 か月とか2 か月の間に、週に2 回、3 回ずつくらいのペースでやっていく方が、自分の仕事との間で調整が付きやすいから良かったという方もいれば、もっと圧縮して、2 週間毎日のようにやる方が良かったという方もいて、人によって様々かと思う。我々が、気をつけなければならないこととして、もちろん負担感も大切かと思うが、審理をきちんと理解していただくということが大切かと思っている。例えば、月に1 回ずつくらいを、2 年くらい続けるという話になると、すごく拘束期間も長くなるし、その都度忘れていくことにもなるので、一定程度は集中して入れなければならないだろうと思っている。他方で、お仕事や御家庭や様々なものと両立させていかなければならないという御負担を与えるということからすると、例えば、朝の9 時から夕方の5 時まで、休憩もなく、入れていくとなると体力的にも厳しいということにもなってくるので、そのバランスが難しく、我々も試行錯誤しながらやっている。他方で、6 人、8 人集まってくると、こっちが良かったという人と、あっちが良かったという人と、全然違うというのが実感としてはある。そこを、どうするかは我々としても悩ましいと思っている。ただ、いずれにしても、物理的な負担をなるべく与えないようにしながら、事件をしっかり分かっていたくことを、どうバランスとっていくかを試行錯誤している状況で

ある。実は、施行当初は、本当に圧縮して入れている方が、裁判員の人たちにとって、分かりやすいのではないかと、あるいは、負担が少ないのではないかという発想が多かったと思うが、最近はどちらかというと、毎日毎日、1週間やり続けるのではなくて、2日、3日ほど裁判の入らない日を設けて、お仕事とか、その他の調整の日を設けた方が良いのではないかという意見も多くなっている。全体の長さにもよると思うが、事件によって取扱いも工夫しているところで、我々としても悩みながらやっているところである。

■：裁判員に過度の負担をかけずにやっていくためにも、公判前整理手続を、いかに、しっかりやるかが浮かび上がってきた課題かと思う。引き続き、5つ項目を挙げさせていただいたが、公判前整理手続が長引いていることへの御意見、御感想を伺えればと思う。

○：私は弁護士になって40年だが、最初の20年くらいは刑事事件をやっていたが、最近全くやってなくて、裁判員制度が始まったころに丁度やめたので全く経験がない。それを前提にだが、裁判員裁判に詳しい弁護士にヒアリングしたところ、公判前整理手続が長期化しているのは、弁護士会も同じ認識をもっていることを確認した。その中で、13ページで、事件内容の変化ということで原因が分析されていて、特に、我々が昔やっていた時代と全然違うと思うのは、防犯カメラの映像とか、SNSメッセージが、ものすごく増えた。これは、民事事件でも、そうである。民事事件でも、SNSのチャットがいっぱい出てくると、それをどうやって謄写して、それを分析するか、ものすごく時間がかかるというのは分かる。検察庁もそれを弁護士に渡すのに、不要なところはマスキングして、膨大な時間がかかっている。それを、機械化というかAIを使ったりしてやっていくしかないということだが、なかなか弁護士の

方は、そこまでのツールはまだないというところで時間がかかっている。それから、二つ目の科学的・専門的知見の問題は、民事事件でも分かるが、死因の鑑定が出てきたときに、それは違うということを立証してくれるドクターを探すとか、法医学の先生も探すのに、ものすごく時間がかかったり、精神鑑定の事件も多いが、責任能力があるかないかというのを、被告人側に有利な立証をしてくれる人を探すのに時間がかかる。裁判員裁判は、国選が8割と聞いていて、被告人はお金もないが、そういう人が、どう専門家にアクセスするかは、ものすごく大変で、なんとかやっているのだろうが、とにかく忙しい先生を探して、その人にアクセスするのが大変である。そのあたりを何とか制度でやっていかないことには、個々の弁護士に任せていても難しい。それから、黙秘する事件の増加は、黙秘権は被告人の基本的権利なので、これを行使したことで事件が増加したというのは困るということを言われた。それから、広域事件、トクリュウ事件は、その事件の性格上、やむを得ないのかなと思っている。こうやって事件の原因の分析ができているわけなので、原因をどういう風に対処していくかが必要なのではと思う。

◇：私は民間の委員なので、若干乱暴な意見になるかもしれないが、濃淡の範囲があるのかなと思っていて、私自身も大企業で働いていたし、案件によって、リスクの高い案件だったり、低い案件があるので、それによって管理の仕方を変えないと、限られた資源の中でやっていくことはできない。もちろん、裁判には権利が関わる場所や、平等性があるので難しいところかと思うが、濃淡をつけることも論点かと思う。例えば、A B C D Eのカテゴリを、過去の内容に基づいて、Aだったらこれくらいの期間だろうと、Bだったらこれくらいの期間だろうとか、そういった最初の見極めを行うというのもいいのかなと思った。あと、振り返り

のところだったと思うが、第三者が入っていくというのも必要と思う。当事者だけであると、美化してしまうところが、人間がやることなのであるかと思う。デジタルの活用も、全員が集まってというところで、遠隔地の方であると、ビデオトークでも参加できることが、もし認められるのであれば、時間の短縮にも繋がるので、考える余地があると思った。

■：両委員からデジタルも含めて、色々と御指摘を、また企業活動の視点からも、仕分けといった御指摘をいただいた。皆様方の業界、団体、組織で納期的なものを、どうやっていращやるかという御意見や、質の維持と迅速化をどう保つかは、どの分野でも難しい問題かと思うが、お知恵をいただきたい。

◇：私はホテルに勤めている。内容がホテルと裁判で、天と地くらい違うことは承知しているが、ホテルの業界もコンピュータ化をかなりして、業務も緩和されているはずだが、労働時間が一切減っていない。その原因は、お客様の層が変わったり、新たな仕事が増えたこともある。その中でも、労働時間も含めて取り組んでいることは、業務の棚卸しである。大分類、中分類、小分類に分けて、本当にその仕事が今大事なのか、そういうことを今している最中である。それを管理職は、お客様が満足しているかというところはもちろんだが、労働時間は適正か、個人個人に、コンピュータのタイムスケジュールを設けて、月に160時間、170時間で収まるのかどうか、週ごとにいれて、それを年間して、少しでも労働時間を捻出するというをやっている。プレゼンテーションを伺い、色んなことをされていて、これ以上ないのかとも思うが、濃淡をつけるのもなるほどと思った。内容が、相手の人生に関わるようなことで、本当に大変だなと思いながら拝聴した。

◇：司法案件を取材してきたが、報道するときに、今まで話題になってい

るのは、裁判員裁判の公判自体の長さかと思う。審理期間が、例えば、被害者が多い事件だと、1 か月、2 か月やるというのは異例だという報道をしてきたが、今日データを見ると、圧倒的に公判前整理手続の迅速化が課題というのが、はっきりと分かった。弁護側も、検察側も、共通して、関係者の記憶がなくなっていくことや、被告人がずっと不安定な立場に置かれるということの共通の弊害があるので、何とかしなければならない課題だと思うが、そういった課題に対して、原因と対策を考えることの、原因の方は、なかなか事件の複雑化、客観証拠の量を考えると、小手先で減らせるような状態ではないのかという印象も受けた。その中で、一企業の考えからすると、配てんをどうにかするしかないのかなという印象で、恣意的な配てんという見られ方も良くないし、裁判の当事者はそういう見方もするのかと思うが、裁判官の忌避の制度もあるわけなので、機械的配てんにしろ、業務量を見た配てんにしろ、そこに対して当事者の方は、いずれにしても思うところは絶対出てくるのかと思うし、配てんを、裁判官の働き方という面でも、効率的に進める改革をするしかないのかなと思った。質問だが、当初の平均審理期間を見ると、最初の5 か月は非常に短かったとしても、翌年からは8 か月が何年か続いて、それから10 か月の期間が何か月か続いて、最近では13 か月と、一番大きな問題は1 年を超えているとなると、裁判官も異動もあり、異動で裁判官が1 人欠ける、検察官も1 人欠けるとなると、当事者の方の記憶もそうだが、裁判官、検察官、弁護士も引継ぎなどが必要になってくことを考えると、12 か月を超えたというのも大きな問題だと思う。普通の企業の異動期間だと2 年というのが、よくある期間だと思うが、どこまで許容できる期間だとお考えになっているか、デッドラインのようなものをお考えになっているかお聞きしたい。

▲：引継ぎとか異動の関係は、確かに御指摘のとおり、特に裁判官、検察官もそうだが、転勤を伴う職種であればあると思う。弁護人は大阪弁護士会とか京都弁護士会の弁護人、あるいは私選でもいいが、その方がずっと担当なさるので、交代はあまり考えられないが、御指摘のとおりかと思う。特に整理手続自体で、異動が深刻になってくるのは、立証する責任がある検察官の立場として、人が替わることにより、内容の検討に若干スパンが空いてしまうことがある。あと、公判の審理の日程を、異動期を挟むような、例えば、3月の終わりとか、4月の当初はなかなか入れにくいと、そういう実態はあるかと思う。それをどう対処するかは、組織として考えていかないとならない問題なのかと思っている。デッドラインは、あまりなくて、長くかかるものは、長くかかると、一定程度合理的であれば仕方ないだろうと、例えば、被害者が多数いるような事件とか、審理期間が長くかかったというのがあったりすると思うが、一定程度はやむを得ないというところがあると思う。他方、合理的を超えているような、どうしてこの事件で、そんなに時間がかかったのかというような事件も、やはりあるだろうと思っている。そういう事件については、もっと短くならなかったんだろうか、どこで時間がかかってしまったのだろうか、異動が問題になっていたのか、それとも、証拠の関係で分析に時間がかかり過ぎて、もっとメリハリつけて、一定程度、見切ってやる余地はなかったんだろうかというところを、具体的に検討していく必要があると考えている。それで、しょうがないよねと言ってしまえば、もうそこで歯止めが効かなくなってきた、より慎重にというかたちになってきたりしかねないので、事後的に、きちんと振り返って、ここはこう直していくべき問題があったのではないかというところを、一つ一つの事件で、意識して議論していくと、そして、それを全体的に共

有化していったりとか、まとめていって、もう一度振り返ってみるというのが必要ではないかと、個人的には考えている。

◇：そういう意味では、個々の事件のなかでの教訓ではないが、反省や運用によって、まだ何とかなる余地があるということか。

▲：実際の振り返り自体も、これまでやってきたのが、この審理、この証拠調べは、果たして分かりやすかっただろうか、適正だったであろうかというところに、事件が終わってから、そういった振り返りの会をもつものだから、直前に一番印象に残っているのが、そこで、もうちょっと短縮の余地がなかったのかというところの意識は、若干薄かった感じもしていて、今後は、そこを意識的に取り上げていく必要はあると思っている。そのためには、検察官や弁護人も、その辺りをきちんと分析して、証拠が多かったから、仕方がなかったんだというのではなくて、もっと合理的にやる余地がなかったんだらうかと、積極的に、率直に意見交換していけばと思っている。そういうことを繰り返していくことによって、もちろん、それが個々の経験だけでは意味がないので、もっと全体的な話し合いもしていかなければならないというところはある。もう一つあるのは、正式な場になればなるほど、その立場に応じて、率直な意見が出てきにくかったりとか、黙秘して何が悪いんだとか、当然の権利ではないかということをおっしゃっていて、黙秘しているから悪いという話ではなく、もうちょっと何かできる余地がなかったのかと、そこで留まってしまって、正当な権利はこうだからと、原理原則に留まっていたは、なかなか前に進まないというところはあると思っている。具体的な議論、そして、率直な意見交換を、あるいは、自分自身を振り返ってみる必要もあるし、場合によっては、もっと積極的に第三者が関わっていった、モニタリングするとか、まさに、今回のこういった地裁委員会の

場で、皆様から率直な御意見を伺う機会も大切になってくると考えている。

◇：一つ目は、合理的な期間での対応について、被告人、また被害者双方にデメリットが大きいと思っている。被告人は、未決勾留、拘置所にずっと入っている方も多く、保釈されないということも多いので、そういった方は、結果的に、執行猶予とか無罪になったときに、それまで勾留されていたのは何だったのかということになりかねないというところも大事かと思う。もう一つ、被害者の側面でも、被害回復に非常に大きく影響するかと思う。真相を解明したいという精神的な面だけでなく、金銭的な影響も大きいかと思う。やはり、刑事事件がはっきりしないと、民事事件の損害賠償で、被害者が加害者の方に、金銭的な要求をできないという影響もあるかと思う。報告書の提言について拝見したが、そのとおりだなという意見と、一般的過ぎて実効性が難しいと、これをどう体现するか、何をしようかというのは難しかっただろうなという印象を受けた。地裁での取組を拝見したら、様々な議論をしながら、やっていらっしゃると思った。一方で、会議が多いなという印象もあって、それだけ現場の方々が大変なのではという印象はあって、T e a m sでのチャット共有もあったが、情報共有の在り方は、なるべく、裁判所内で実効性や、効率を重視して共有した方がいいのではという印象は受けた。それ以外の取組に関して、私が一番思ったのは、デジタル化の活用で、刑訴法が改正されて、刑事裁判でもデジタル化が進むであろうと思っている。一部報道では、検察庁も関与されていて、オンラインでの証拠開示が、来年から施行されるという報道もされていて、非常に期待しているところである。今まで、弁護士も検察庁も、アナログで苦勞されていたので、全部オンライン化されれば、劇的に時間が短縮化

されるだろうと思って、色んな失敗はあるだろうと思うが、トライアンドエラーで、早め早めに、一般的なルールや運用を探ってほしいなと思う。あと、A I の活用で、マスキング処理といった単純作業は、A I の方が得意だと思うので、色んな課題はあると思うが、トライアンドエラーでやった方が良いと思う。もう一つ、証拠の開示をめぐる、検察庁と弁護士で意見が違ふというのはあると思う。検察庁は全部出したといっても、弁護士はまだあるという応酬が多いという話があるので、デジタル化が進んで、検察庁の手間もなくなってきた段階で、もうちょっと開示する方向で、ここまでは開示していきましょうよというルールが、立法でできれば良いのではと思った。その他では、こうした効率化の議論をしていると、気をつけなければならないのは、冤罪を生まないということが一番大事だと思う。高裁があるという前提はあるが、効率化とともに、審理の充実化というのも大事かと思う。

◇：迅速化を本気で追求するとなると、この事件はここまでにやろうという締め切りであって、私は大学で法学部の仕事をしているが、締め切りと聞いてすぐ思い浮かぶのは、やはり本を出すということである。そのときに、例えば、共著で本を書こうといって、企画から出版までに、ものすごく時間がかかるときがある。他方で、月刊誌の場合は、締め切りが動かせないので、何とか原稿を出す。ところが、いつか出ればいいねという共著の本だと、皆そう思っているのに、なかなか原稿が集まらない。どんな仕事でも、締め切りがあると、何とかして、そこに間に合わせようとする。他方で、もうちょっと時間があれば、もうちょっと詰められたのにということが残るかもしれない。それが、刑事裁判の場合、冤罪の話になったりして、許されないと思うので、締め切りを作ると言ったら、なかなか難しいだろうと思った。結局、的確な策があるとい

うことにならないが、これまでのデータから見て、飽くまで、公判前整理手続は、裁判員にきちんと争点を明示できるためにやっているということでもあるので、事件の性格とか、これまでのデータから、ある程度、合理的には、これだけの期間で、少なくとも公判までの整理ということであると、この期間でやらないといけないっていうのを、説得力をもって示せることになれば、迅速化は現実的なものになってくると思う。それと併せて、説得力をもって、裁判官がデッドラインを示して、訴訟指揮ができるかということかと思う。なるべく早くやらないといけないよねというのでは、なかなか実現が難しいのではないかという感想を持った。

◇：11ページ目に、時間が延びそうな要因を色々挙げてある。その中で、おそらく弁護人に時間が必要というところは、もうちょっと、もうちょっとというのがあるのかなというのと、訴訟指揮で、裁判所の方から、強く、何日までに出不ないと知らないよというのを言えないのかなというのを、11ページ目から読み取ったつもりである。ただ、そうすると、昔は短かったのがあるとすると、弁護人が締め切りの延長を申し出るのは、この10年くらいで、どういう推移をしているのか、データがないと指摘しにくいのではないかというところがあるので、そこが本当のところどうなのか、分かるといいなと思った。他のSNSメッセージであるとか、カメラ映像であるとか、一見カメラ映像やSNSメッセージが残っていたら、証拠としては、かなり客観的なもので、短くなるのではと思ったが、それは、裁判員裁判だからこそマスキングが必要なのか。公判前整理手続が必要な事件というのは、裁判員制度にのった事件になるかと思う。また、裁判員制度以外の事件でも、事件の性格が、10年前と今では違うというのは、裁判員制度にのつかるものも、のっから

ないものも、ある程度共通性があるかと思う。なので、公判前整理手続きにかからないものについての裁判の期間が、延びているのかどうかというのは、知りたいと思った。

◇：このテーマをお聞きして、長い時間をかけて準備をするのはいいことかと思う。ただ、弊害もあるというのも分かる。知りたいこととしては、裁判官、弁護士、検察官は、一人何件くらい事件を持っているのか。例えば、これが1件しか持っていなくて、10か月かかっているというのであれば、問題だが、20件くらい持っていたら、これは10か月くらいかかるのではないかと思う。逆説的に言うと、人が足りていないのではないかと。私も、仕事をする中で、これは先にしようか、これは後にしようかとやっていくので、誰かにお願いするときでも、これを先にやってとお願いしないと、早く終わらないということがある。皆がいっぱい仕事を持ちすぎているという可能性があるのではないかをお聞きしたい。

○：今、お話しがあった点だが、検察官でいうと、人によって、ばらつきはあるが、一人の検察官が40件、50件の単独事件を、裁判員事件を10件くらい持っているイメージである。検察官の立場から、皆さんの意見が参考になるなと思いながら、法曹という業界の特殊さを非常に感じた。法曹三者のコミュニケーションが大事というところがあるが、対立構造を通じて真実を発見していくところにあるので、検察官と弁護人は、どうしても色んな方針が対立して、それが、そもそもシステムとして大事なことである。検察官は公務員だから、迅速というのはミッションであり、裁判官にとっても、それはもちろんのことであり、公務員としてはそれをしたくても、弁護人としては、依頼者である被告人自身が、急いでいたら別かもしれないが、本当に証拠開示は全部尽くされている

のか、自分の言いたいことは、ちゃんと先生が理解してくれて、ちゃんとそれを主張できているのかというコミュニケーションをとること自体から始めなければならないというところで、そう簡単に、じゃあ早くしましうかと、共同歩調をとることができないところがあったりする。特に、裁判員裁判が導入されて以降、弁護人にとっては、非常にやりがいがある仕事で、弁護活動は昔に比べれば、ものすごく活発化していて、非常にテクニカルなところでも、高度になっているし、我々もそれに対する対応はきっちりしなければならないところで、熱心にやっておられる一部の先生方に、どうしても難しい事件が集中して、そうすると、人気がある先生方は時間がかかる大型の裁判員裁判を何件も受けられる。そうすると、この先生はここからここまでは空いていませんと、うちのうちで、4月をまたいで審理をすると、人の異動があるかもしれません、人の異動があったら4月、5月は膨大な記録を読んで事件を把握するだけでも大変なので入りませんということになって、パズルのようになって、なかなか入れるところがなくなってくるという問題がある。これらは、法曹三者全体で、考え続けなければならない問題なのかと個人的には思っている。振り返りの会をしているが、その場で終わってしまう。我々は組織の中で共有はするが、全国的に、他のところで、振り返った結果、こういうノウハウが良いんじゃないかというところは、各地裁、各地検でバラバラで、そういうことにフォーカスを当てた情報共有は、これからなのかなと感じている。

■：大変難しいテーマであったが、貴重な御意見を頂戴し、感謝する。テーマに対する意見交換はここまでとさせていただく。

（６）大阪地裁委員会に関する情報公開の拡充について

○：別添のとおり、提案書を作成させていただいたが、大阪地裁委員会に

関する情報公開の拡充を御提案させていただきたい。地裁委員会は、2003年8月に発足し、それから20年以上全国各地で開催され、裁判所運営に、国民参加の点で寄与してきたと言われている。運営は税金によってなされているので、議論内容には一定の公開が必要と考えている。委員会が存在することと議論内容をできるだけ多くの方に伝えていくことが重要である。現在の課題として、地裁委員会についてマスコミで報道されることは、ほぼない。それから、弁護士に聴いても地裁委員会を知らない人の方が多い。その原因にもなるが、一般の方が、地裁委員会で何をしているのか議論内容にアクセスしにくい。したがって、委員会の存在を報告し、議論内容にアクセスしやすくすることが必要と考える。それに向けて、二つ提案したい。一つ目は、大阪地裁のホームページの新着情報に、委員会が開催されたことを議題とされたテーマとともに掲載してはどうかということ。二つ目は、委員の所属を掲載してはどうかという点である。一つ目の新着情報への掲載という点だが、大阪家裁委員会は、大阪家裁委員会が開催されたことが、議事概要が掲載された時点で、新着情報に掲載されている。新着情報は、ホームページの一番最初に出るので、そこをクリックすると、議事概要の欄にいける。大阪高裁管内で調べたところ、京都地裁、奈良地家裁、大津地家裁、和歌山地家裁は、議事概要が掲載されたことが新着情報に出ている。大阪地裁と神戸の地家裁は、掲載されておらず開催されていることも分からない。新着情報に掲載したということと、テーマを掲載すれば、関心がある人は議事概要に到達することが出来るのではないか。提案の二つ目の学識経験者の委員の所属の掲載については、現状、裁判官、検察官、弁護士のみ職名と氏名が掲載されているが、学識経験者の委員は氏名のみが掲載されている。裁判所委員会の発足当初は、学識経験者の委員の所

属も掲載されていた。会社名が掲載されていたり、消費者団体等の名称が掲載されていた。ところが、数年後、所属の掲載がなくなって、氏名のみ掲載されるところが増えてきた。現在は、釧路地家裁のみが、氏名とともに所属の組織名を掲載している。地裁委員会の委員は多様性があり、専門的な知見を有している人が集まってやっていることを、国民に示すために委員の所属を掲載したらどうかと考える。税金を使って運営されているので、説明責任という点からも、どういう組織に所属されている方が委員に選任されているのかは示す必要があると考える。一方で、配慮すべき事項もあると考えており、どうしても掲載して欲しくないという委員の方がおられた場合は、掲載しない方がいいと思う。そういう配慮をするという前提で提案をさせていただいた。御審議いただきたい。

■：本日、御提案いただいたばかりであるので、皆様の御意見は次回の地裁委員会において伺いたい。

7 次回テーマ

和解による紛争解決について

8 次回期日

令和8年11月30日（月）